静岡県告示第524号

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定(平成10年静岡県告示第345号)の一部を次のように改正する。

令和5年8月29日

静岡県知事川勝平太

改正前				改正後			
4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域 (1) 道路			4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域 (1) 道路				
路線名	指定する区間	指では、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	(1)	路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、海 市、沼市、沼市、沼市、温市、高市、富士市、海 市、第一、富士市、海 市、袋井市、 でである。 でである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
(略)		域を除く。)		(略)		域を除く。)	
県道新 居浜名 線	(略)	(略)		県道新 居浜名 線	(略)	(路)	
				<u>湖西市</u> 道大倉 戸大平 線	<u>全区間</u>	左記に指定す る区間の道路 から100メート ルの等距離線 の範囲内の地 域 (用途地域 の 区域 を 除 く。)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。